



福岡医発第 731 号 (地)

令和 4 年 6 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

『オンライン検査サービスに伴う景品類に関する運用基準』について

標記の件につきまして、衛生検査所業公正取引協議会より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

衛生検査所業界では、消費者庁と公正取引委員会の指導の下、昭和 59 年に公正取引協議会を設置し、検体検査の受託取引を不当に誘引する景品類（真空採血管をはじめとする採血用具類の無償提供、検査機器等の無償提供、長期にわたる無料検査等）を制限し、業界の正常な商慣習の確立に努めています。

このような中で、近年、電子カルテの普及など医療分野の I T 化の進展に伴い、医療機関等と検査会社間の取引においてもオンラインシステムを用いた検査サービスの利用が進んでおりますが、オンライン検査サービスを利用した衛生検査の取引における電子媒体機器類、プログラムソフト、システム設定、保守及びプログラム改修のためのメンテナンス等の費用の負担について公正競争規約上の考えが明確になっていませんでした。

そこで、今般、オンライン検査サービスにおけるこれらの費用負担について明確化を図るため、公正競争規約の規定に従い、『オンライン検査サービスに伴う景品類に関する運用基準』を定め、本年 3 月に消費者庁及び公正取引委員会に届出が行われ、令和 4 年 6 月 1 日から本運用基準が実施されることとなりました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

会長 島田昇二郎

令和4年5月吉日

公益社団法人福岡県医師会
会長 蓮澤 浩明 様

衛生検査所業公正取引協議会
会長 久川 芳三
(公印省略)

『オンライン検査サービスに伴う景品類に関する運用基準』
についての御理解と御協力をお願い

謹啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は当公正取引協議会の活動に御理解と御協力を賜りありがとうございます。

さて、私ども衛生検査所業界では消費者庁と公正取引委員会の指導の下、昭和59年に公正取引協議会を設置し、検体検査の受託取引を不当に誘引する景品類（真空採血管をはじめとする採血用具類の無償提供、検査機器等の無償提供、長期にわたる無料検査等）を制限し、業界の正常な商慣習の確立に努めてまいりました。

このような中で、近年、電子カルテの普及など医療分野のIT化の進展に伴い医療機関等と検査会社間の取引においてもオンラインシステムを用いた検査サービスの利用が進んでいるところ、オンライン検査サービスを利用した衛生検査の取引における電子媒体機器類、プログラムソフト、システム設定、保守及びプログラム改修のためのメンテナンス等の費用の負担について公正競争規約上の考えが明確になっていませんでした。

そこでこの度、オンライン検査サービスにおけるこれらの費用負担について明確化を図るため、公正競争規約の規定に従い、『オンライン検査サービスに伴う景品類に関する運用基準』を定め、本年3月に消費者庁及び公正取引委員会に届出を行ったところです。

つきましては、本運用基準のリーフレットを御参考までに同封させていただきますので、本運用基準について御理解いただくとともに、貴会会員の皆様に御周知賜りたくお願い申し上げます。

敬白

(問い合わせ先)

衛生検査所業公正取引協議会
〒112-0004 東京都文京区後楽 2-3-28 KIS 飯田橋 2 階
<http://www.kensa-koutorikyo.org/>
電話/FAX 03 (5805) 0250 渡辺、愛木

各医師会通知



衛生検査所業における 公正競争規約に御理解を！

当協議会では、衛生検査所業の正常な商慣習を確立するため、景品表示法に基づき、昭和59年に消費者庁・公正取引委員会の認定を受けて公正競争規約を定めています。

公正競争規約により、衛生検査所が医療機関等に対し衛生検査の取引を不当に誘引する手段として景品類を提供することは、厳しく禁止されています。

オンラインシステム関連も制限の対象です

「オンライン検査サービスに伴う景品類に関する運用基準」では、検査会社が医療機関等に対し、電子媒体機器等の物品、プログラムソフト、システム構築等の便益・労務を無償提供することは「衛生検査の利用を誘引する手段」に該当するとして制限しています。

提供できないシステム関連の例

■コンピューター



■ラベルプリンター



■プリンター



■便益・労務



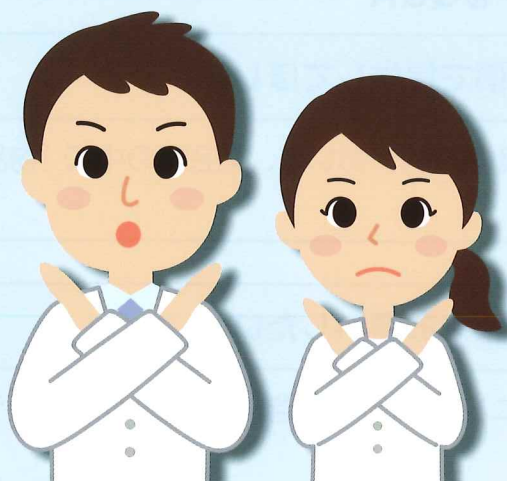
■プログラムソフト



■システム構築



■システム連携等で必要な機器類



公正競争規約に関する
お問い合わせは

衛生検査所業公正取引協議会

〒112-0004 東京都文京区後楽2-3-28 K.I.S 飯田橋2階

TEL/FAX: 03-5805-0250

URL: <http://www.kensa-koutorikyo.org/index.html>



オンライン検査サービスに伴う景品類に関する運用基準

令和4年3月28日 公正取引委員会・消費者庁長官届出

衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（以下「規約」という。）施行規則第5条第1項の規定に基づき、規約第3条第2項に規定する「衛生検査の利用を誘引する手段」に関して、オンライン検査サービスを利用した衛生検査の取引において提供する景品類について、次のとおり運用基準を定める。

第1 定義

「オンライン検査サービス」とは、衛生検査事業者と医療機関等とが、インターネットやネットワークにより双方の電子計算機を接続することで、電子データにより検体の検査依頼、検査結果の報告を送信又は取得することをいう。

第2 「衛生検査の利用を誘引する手段」に関する考え方

衛生検査事業者が、オンライン検査サービスを利用した衛生検査の取引において、医療機関等に対し、以下のような無償提供を行うことは「衛生検査の利用を誘引する手段」に該当する。

- 1 電子計算機等の物品、消耗品及びプログラムソフトを無償で提供すること。
- 2 プログラムソフトのインストール、医療機関のシステム仕様に合わせた検査項目コードの変換作業、保守及びプログラム改修のためのメンテナンス等、便益、労務を無償で提供すること。

附 則 この運用基準は、令和4年6月1日から実施する。

オンラインシステムに関するQ&A

Q1	取引に際し、コンピューターとプリンターを無償で提供してほしい。
A	コンピューターやプリンターなどの機器類は、公正競争規約において、景品類の中の「物品」に該当し、無償での提供は制限されます。
Q2	医療機関のシステムとの連携用にインフラの構築をお願いしたい。
A	医療機関で用いるインフラとなりますので、ランニングコストも含め無償でのプログラムの構築やシステム連携は制限されます。
Q3	電子カルテに検査結果の取り込みを出来るようにしたい。
A	電子カルテ上で、検査結果を閲覧できるようにすることは制限されるものではありませんが、電子カルテに検査結果を取り込むための、プログラム構築・システム連携、システム連携に必要な機器類、インフラ等を無償で提供することは制限されます。